

情報

あなたの暮らしに図書館を
貸出カードを作りましょう

貸出カードを作ることで、1人図書10冊・雑誌3冊・視聴覚資料3点を、15日間無料で借りることができます。

※現住所が確認できるもの(免許証、保険証、学生証など)
※有効期限は5年間(1カ月前から更新手続き可)

■図書館ホームページから予約もできます

貸出期間延長や資料の予約は図書館ホームページからも可能です。ご活用ください。

※予約は、市内在住・在勤・在学の人のみ

☎図書館 983・0880



▲貸出カード(表面)



▲図書館ホームページ
はこちら

催し

昔の遊びや道具を体験
5・6月郷土教室

	とき	内容
①	5月4日(土・祝)	昔のあそび:特製ステッカー目指して学芸員とこま・けん玉対決
②	5月5日(日・祝)	こどもの日体験デー:鯉のぼり・かぶとの紙工作
③	5月18日(出)	古代の暮らし:▶句玉づくり(先着50人、雨天中止) ▶火おこし体験▶土器当てクイズ
④	6月1日(出)	昔の暮らし:古い道具をみながら昔の暮らしについて話そう

時間 ①午前10時、11時、午後1時、2時

②~④午前10時~正午、午後1時~2時30分

場郷土資料館(楽寿園内)

費無料

※別途楽寿園入園料が必要

☎郷土資料館

971・8228



▲郷土資料館を楽しもう

情報

認知症カフェを開設

すまいるカフェ ☺ 錦田

4月から錦田地区に新たに開設した認知症カフェ「すまいるカフェ☺錦田」では、脳トレ、講話、相談会などを行います。また、認知症看護認定看護師、認知症地域支援推進員などが相談に応じます。認知症の方、ご家族、地域の方、どなたでもご自由にご参加ください。

時毎月原則第3月曜日午前10時~正午

場三島総合病院附属介護老人保健施設1階会議室
(谷田字藤久保 2276)

☎錦田地区地域包括支援センター 975・2424



すまいるカフェ ☺ 錦田

Mt. Fuji Southeast Fire Dept.

富士山南東消防本部の
お知らせ

■普通救命講習 I

時4月26日(金)、8月23日(金)、12月6日(金)、2020年2月28日(金)午前9時~正午

☑心肺蘇生法・AEDの取り扱い・気道異物除去

■上級救命講習

時6月30日(日)、9月29日(日)、11月24日(日)

午前8時30分~午後5時30分

☑外傷の手当、搬送法、心肺蘇生法、AEDの取り扱い
(小・乳児に対する心肺蘇生法を含む)

☑筆記用具、昼食

■共通事項

場三島消防庁舎3階消防センター(南田町4・40)

定20人

☑動きやすい服装と靴(スカート不可)

☑・☑開催月の5~15日に

富士山南東消防本部三島消防署 ☎972・5800

【凡例】 時とき・場場所・☑内容・☑講師・☑費用(記載なしは無料)・☑対象・☑定員・☑持ち物・☑注意事項・☑申込み(記載なしは不要)・☑問合せ



スポーツ全国大会出場と職場での活動を支援 奨励金と補助金のご案内



◀詳細は市ホームページ
(要綱参照)

スポーツ奨励金

対全国大会などに出場する市内在住の人

■社会体育（高校生以上）

大会区分	金額	要件
オリンピック パラリンピック	10万円	なし
世界	5万円	国内地区予選を経た人、各競技団体の推薦 ※開催地により一部金額に変更有
アジア	3万円	
全国	5,000円	地区予選を経た人、各競技団体の推薦 ※ねんりんピック除く
国民体育	5,000円	出場者が多県からの場合、公式の公開競技 も対象※スポーツ芸術、デモスポ競技除く

※障がい者の大会は東海大会（県内開催除く）も対象

■学校体育（小・中学生）

大会区分	金額	要件
全国 東海	4,000円	地区予選を経た人、各競技団体の推薦 ※市立中学校の部活動除く

対▶大会前の申請が必要▶対象外の大会あり▶部活動
での出場は市立中学校部活動振興賞賜金の対象

職域スポーツ応援事業補助金

職場でのスポーツ活動に補助金を交付します。

対事業所内のクラブ、サークル、同好会などで、次の
すべてに該当するもの

- ▶市内の事業所
- ▶身体的活動を平均月2回以上実施
- ▶会員が5人以上（市内在住の人がいること）
- ▶事業所の代表者が、組織内のクラブであると認定

補助金額 1クラブにつき活動費の2分の1（上限2万円）

補助対象 施設利用料、用具購入費、大会参加費

対7月31日(※)までに申請書、活動計画書、予算書、名簿
をスポーツ推進課（市民体育館1階）

※申請書・活動計画書は、スポーツ推進課または市ホーム
ページからダウンロード

問スポーツ推進課 ☎ 987・7571



国民年金保険料を免除・猶予のままにしませんか 年金支給額を増やせる追納制度のご案内

国民年金保険料の免除や猶予を受けていた人は、そ
のままにしておくとも将来受給する年金額が減少しま
す。特に学生時代に保険料の猶予を受けていた人は、
年間約58,000円減額されます。（36月納付猶予を受
けた場合）

国民年金保険料の免除や猶予を受けた場合は、10
年以内であれば、「追納制度」により保険料を納める
ことができます。

追納制度を利用すると…老齢基礎年金の年金額を増や
すことができ、社会保険料控除により、所得税・住
民税が軽減される場合があります。

申請場所 保険年金課国民年金係、三島年金事務所

対▶年金手帳または基礎年金番号が分かる書類▶認め印
▶委任状（本人以外が年金事務所で申請するとき）

問三島年金事務所 ☎ 973・1166

問保険年金課 ☎ 983・2606

注意事項

- ①市役所または、年金事務所で申込み後、納付書が発
送されます。
（口座振替やクレジットカード納付はできません）
- ②発行された納付書の有効期限は、申請年度中です。
有効期限が過ぎた納付書は、もう一度申請が必要に
なります。
- ③追納ができるのは免除が承認された月から10年以内
（例：2019年4月分は2029年4月末まで）
- ④追納する期間のうち、原則古い期間から納付してい
ただきます。
- ⑤保険料の免除、若しくは、納付猶予を受けた期間の
翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納
する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過
期間に応じた加算額が上乗せされるので、早目の追
納をお勧めします。